

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条令をここに公布する。

平成 22 年 8 月 30 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第 5 号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある」を「次に掲げる」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第 2 項において同じ。）」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
- (2) 小学校に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

第 8 条第 2 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある」を「次に掲げる」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第 2 項において同じ。）」を削る。

第 9 条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に、「第 16 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 任命権者は、3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、

当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。